

## ポイント別表【ぐるなびEC】

### ●ポイントの付与について

#### 1. 付与対象取引

加盟者店舗等が販売する商品の購入

※以下2から7の項目については、ポイント付与を加盟者が自己の拠出で行う場合に適用される。

#### 2. 負担ポイント数算定期間

毎月1日から末日まで

#### 3. 負担算定基準価格

送料・手数料を除いた商品の価格(税抜き)

#### 4. 負担算定基準日

注文日

#### 5. 負担ポイント数の変更期間

注文日から注文日の属する月の翌月末日まで。但し、発送日が、この変更期間を過ぎた後となる場合は、発送日の属する月の末日までとする。

※但し、キャンペーンの実施等当社が特に定めた場合は、別に負担ポイント数変更期間を定めることができる。

#### 6. ポイント原資の支払

請求: 当社は各注文日の属する月の翌々月第7営業日前後に、負担ポイント数算定期間内の各注文日におけるポイント付与にかかる拠出金の合計を請求する。但し、5の但し書きに該当する場合は、発送日の属する月の翌月第7営業日前後に請求する。

支払: 加盟者は、各注文日の属する月の翌々月末日までに、負担ポイント数算定期間内の各注文日におけるポイント付与にかかる拠出金の合計を支払う。

#### 7. 請求繰越基準額

なし

#### 8. 確定した付与ポイントの変更または取消

第11条の定めにかかわらず、確定した付与ポイントの変更または取消があった場合は以下のとおりとする。

- (1) 変更期間経過後にユーザーからの申し出等により付与対象取引の変更または取消があった場合、ユーザーに付与されたポイントは、当社所定の方法により自動的に取り消される。
- (2) 変更期間経過後に付与対象取引の変更または取消があった場合であっても、当社は当該付与ポイントの原資について加盟者に返金

しない。

### ●ポイントの利用について

#### 1. 利用対象取引

加盟者店舗等が販売する商品の購入

#### 2. 利用ポイント数算定期間

毎月1日から末日まで

#### 3. 利用算定基準価格

送料・手数料を除いた商品の価格(消費税を含む)

#### 4. 利用算定基準日

注文日

#### 5. 利用ポイント数の変更/変更期間/確定日

注文日から注文日の属する月の翌月末日まで。但し、発送日が、この変更期間を過ぎた後となる場合は、発送日の属する月の末日までとする。

#### 6. 精算金の支払

各注文日の属する月の翌々月末日までに、利用ポイント数算定期間内の各注文日にかかる精算金の合計を支払う。但し、5の但し書きに該当する場合は、発送日の属する月の翌月末日までに支払う。

#### 7. 支払留保基準額

なし

#### 8. 確定した利用ポイントの変更、取消

第11条の定めにかかわらず、確定した利用ポイントの変更または取消があった場合は、以下のとおりとする。

- (1) 変更期間経過後にユーザーからの申し出等により利用対象取引の変更または取消があった場合、ユーザーが利用したポイントは、当社所定の方法により自動的に取り消される。
- (2) ユーザーからの申し出等により利用対象取引の変更があった場合、当該利用対象取引におけるユーザーによる利用ポイント相当額とその他の決済方法による支払金額の合計が当該変更後の取引代金を上回った場合は、利用ポイントによる加盟者への支払を優先する。

#### 9. 確定した利用ポイント変更または取消による差額処理

第11条の定めにかかわらず、確定した利用ポイントの変更または取消によって利用ポイントにかかる当社から加盟者への支払額に差額が発生する場

合は以下のとおりとする。

- (1) 変更期間経過後に利用対象取引が変更または取り消された場合、当該利用対象取引を行った加盟者は、当社からすでに受領した利用ポイント相当額の金額を当社に返金する。返金方法は、利用ポイントの取消が発生した月の利用ポイント相当額の加盟者から当社に対する請求分と相殺する方法とする。また、返金額が当該請求額を超過した場合、当該超過額に満つるまで確定した利用ポイントの取消が発生した月の翌月以降の利用ポイント相当額の請求額と順次相殺する。
- (2) 本契約終了の時点で本契約が終了した月までの利用ポイント相当額の請求額との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、加盟者は当社に対して本契約に基づく本サービス利用料金の支払と同じ方法にて本契約終了後に返金する。

改定日 2022年 3月 28日